

2012年（平成24年）5月1日

大阪弁護士会

【対象会員】 氏名 山口康雄
登録番号 18541
事務所名 日本アルプス法律事務所

【事案の概要】

弁護士でない甲は、報酬を得る目的で、日本アルプス法律事務所及び弁護士山口康雄の名義を利用して、過払い金返還請求の交渉、回収等の法律事務を行うという弁護士法72条違反の行為を行い、弁護士山口康雄は、甲が上記行為を行うことを認識した上で、同事務所及び同弁護士の名義を甲に利用させ、もって、弁護士法27条に違反する行為を行った。

【当弁護士会の対応】

2012年（平成24年）1月30日

大阪弁護士会会長から当会綱紀委員会へ調査請求（会則116条1項）

同会長から同委員会へ甲の使用禁止の決議請求（会則108条3項）

同年3月5日

大阪弁護士会が、大阪府警察本部長に対し、甲及び山口康雄会員を被告発人として、甲については弁護士法72条違反、山口康雄会員には同27条違反で告発

【当該会員に対する依頼者からの問い合わせ先】

06-6364-1248（平日9時15分から17時まで）

大阪弁護士会総合法律相談センター